きょうの東京高裁判決について

受信料についてNHKが起こした支払督促申立ての異議訴訟(二人)の東京 地裁判決(平成21年7月28日)に対し、相手方からの控訴により、東京高 裁において控訴審が行われていましたが、本日、相手方の控訴を棄却する判決 が言い渡されました。

なお、支払督促の異議訴訟で高裁の判断が示されたのは、今回が初めてです。

[NHKコメント]

第一審判決に続き、NHKの主張が憲法、放送法、民法(日常家事債務)の すべての点で正当と認められた適切な判決であると受け止めています。今後も 受信料の公平負担の徹底のために、支払督促制度を活用してまいります。

【今回の異議訴訟の経緯】

- ・平成18年11月29日、NHKとして初めて、東京簡裁へ33件の支払督促の申立てを行いました。今回の訴訟は、その中で異議申立てを行った方三人の異議訴訟として始まりました。
- ・この三人の被告の代理人から、これらの訴訟を併合するよう裁判所に求めがあり、東京 地裁において併合審理されることとなったものです。
- ・その後(20年3月31日)、このうちの一人の方が受信料を全額支払ってきたため、N HKが該当者の訴えを取下げ、残る二人の併合訴訟となりました。
- ・19年7月10日に行われた併合後第1回目の期日以来、11回の期日を経て、21年 7月28日に勝訴判決に到りました。
- ・21年8月7日には、相手方から控訴状が提出され、12月8日から東京高裁において 控訴審が始まりました。
- ・控訴審は、合計3回の期日が行われ、本日の判決言渡しに到っています。